

○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律  
(平成二十七年九月十一日法律第六十六号) (抄)

(構造改革特別区域法の一部改正)

第二十一条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「第四条第十五号」を「第四条第一項第九号」に改める。

第四十四条中「内閣官房」を「内閣府」に、「処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する」を「処理する」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 (略)